

平成18年6月29日

株主各位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 山岸孝行

第60回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第60回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第60期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果を報告いたしました。

2. 第60期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

本件は、上記営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第60期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、配当金は1株につき7円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款の変更内容は、後記【定款一部変更の内容】のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役として藤原宏高氏（新任）が選任され、就任いたしました。

なお、藤原宏高氏は社外監査役であります。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役の報酬額は月額600万円以内と決定いたしました。

【定款一部変更の内容】

1. 変更の理由

- (1) 新たに「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社定款の変更すべき条項につき、所要の変更を行ないました。
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行されたことにより、転換社債が新株予約権付社債として整理されました。当社の発行する転換社債はすべて償還されましたので、転換社債について規定する条文を削除いたしました。
- (3) 取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当（中間配当）を行なうことができるよう、条文の新設を行ないました。
- (4) その他、合わせて字句の追加、整備を行ないました。

なお、本議案による変更のほか、「整備法」に定める経過措置規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 監査役会及び会計監査人を置く旨の定めに関する経過措置（第52条）
当社定款には、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなす。
- ② 取締役会及び監査役を置く旨の定めに関する経過措置（第76条第2項）
当社定款には、取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなす。
- ③ 定款に株券を発行しない旨の定めがない場合の会社定款に係わる経過措置（第76条第4項）
当社定款には、当社普通株式に係わる株券を発行する旨の定めがあるものとみなす。

- ④ 定款に株式、新株予約権につき名義書換代理人を置く旨の定めがある場合の経過措置（第80条）

当社定款には、株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 本会社の発行する株式の総数を、10億株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 本会社は<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券は発行しない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の<u>発行可能株式総数を、10億株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>本会社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 本会社は、取締役会の決議をもって<u>市場取引等により自己株式を取得する</u>ことができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の<u>単元株式数は1,000株とする。</u> 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数</u>となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を本会社に請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</u> <u>本会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本会社の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 本会社は、<u>毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</u> 本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の開催)</p> <p>第12条 (省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u> 本会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は、<u>毎事業年度末日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</u> 本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の開催)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会の議長) 第13条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p>但し、株主又は代理人は委任状を本会社に差し出さなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第16条 (省略)</p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役の選任決議については、株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(株主総会の議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考資料のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、<u>本会社</u>の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使できる。</p> <p>但し、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任決議については、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長各1名を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長各1名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役の分掌) 第19条 (省略)</p>	<p>(取締役の分掌) 第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の現任者の残任期間</u>とする。</p>	<p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬) 第21条 取締役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役会の議長及び招集) 第22条 (省略)</p>	<p>(取締役会の議長及び招集) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u> (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法及び決議の省略) 第26条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。但し、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(相談役及び顧問) 第24条 (省略)</p>	<p>(相談役及び顧問) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則) 第25条 (省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第26条 (省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第29条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の選任) 第27条 監査役の選任決議については、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べきときまで</u>とする。</p> <p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第31条 (省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第32条 (省略)</p> <p>(監査役会規則) 第33条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日) 第34条 本会社は、毎年4月1日より翌年3月31日までを<u>営業年度とし、3月31日を決算期日</u>とする。</p>	<p>(監査役の選任) 第30条 監査役の選任決議については、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p> <p>(監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則) 第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第37条 本会社の<u>事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年</u>とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(利益配当金)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換請求がなされたときの属する営業年度の前の営業年度の終りにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>但し、利益配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 <u>本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行なう。</u></p> <p><u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行なうことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>但し、配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>

以 上

利益配当金のお支払について

第60期配当金は、6月30日よりお支払いいたしますので、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡期間（平成18年6月30日から同年7月28日まで）内に最寄りの郵便局でお受取り下さい。

また、銀行預金口座及び郵便貯金口座への振込をご指定の方には、「第60期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封ご送付申し上げましたので、ご確認下さい。